

河内長野市こども会育成連合会表彰規定

第1 目的

こども会活動は、地域に根ざし、こどもの自主的な取り組みのなかでこども達の仲間作り、健やかな成長に資するものである。この目的のため日々努力する指導者・育成者（団体）を顕彰し、また他のこども会の規範となるこども会を賞することを目的とする。

第2 選考

- 1 被表彰者（団体）は、本規定に基づき、市こ連役員及び事務局職員をもって構成される選考委員会によって選考する。
- 2 選考委員会の構成者は、厳正中立の立場に立ち選考を行う。

第3 選考基準

次の各号に該当するものを表彰することができる。

- 1 3年以上継続してこども会育成者・指導者としてその役職につき、こども会活動の発展に寄与した者
- 2 こども会の育成に特に顕著な功績のあったもの。
- 3 こども会の本旨にのっとり、他のこども会の活動の規範となる活動を行っているこども会
- 4 こども会育成活動において特に顕著な功績のあったこども会育成会

第4 表彰の時期

表彰は、育成者、指導者及び育成団体を対象としたものについては、総会の席上、こども会を対象としたものは、こども会連合会総会の席上で行うものとする。

第5 実施

この規定は昭和49年4月28日より実施する。